

(7) 劣後債の引受け又は劣後ローンによる貸付けその他の方法による子会社の財務内容の健全性の確保

株式会社三井住友フィナンシャルグループは、グループの自己資本充実を目的として、劣後債又は劣後ローンその他の方法による資金調達を行うことがあります。当該資金は子会社の財務の健全性を確保するために、子会社が発行する社債の引受け又は子会社への貸付金に使用してまいる所存であります。

なお、株式会社三井住友フィナンシャルグループにおきましては、現在、劣後特約付債務はございません。